

登録免許税の登記に係る証明願について（必要書類）

- ①証明願2部（申請書 原本）―別紙様式（要 代表者印）
- ②法人登記簿（原本）
- ③建物（土地）表示登記簿（原本）
- ④理事会・評議員会議事録（原本証明）

―建物建築・土地取得を議決した際の議事録

- ⑤工事契約書（もしくは売買契約書、贈与契約書）（原本証明）
- ⑥位置図、平面図（土地及び建物。平面図は要面積記載）
- ⑦建築基準法による確認済証（新築建物の場合）（原本証明）

※土地と建物を別々に証明するときは、①2部×2件、②～⑦1部×2件、必要となるが、同一原因での取得及び一括での申請の場合は、土地建物を一括で証明可能。詳しくは事前に管轄法務局に確認すること。

（注）電子申請にて手数料の納付が必要です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7288

証明書発行所轄庁

- 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市・中核市の区域外に所在する場合
→ 都道府県知事
- 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合
→ 指定都市の長（※長崎県内では指定都市に該当する市町はなし）
- 社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合
→ 中核市の長（長崎県内では長崎市・佐世保市が該当）